

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例」等に対する意見）

総務課

1 概 要

令和 7 年第 1 回沖縄県議会に知事が提出した議案「沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例」及び「沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」に係る、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見聴取に対する回答について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、令和 7 年 2 月 4 日に沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則第 7 条第 1 項に基づき、教育長による臨時代理により回答した。

2 「沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例」等の概要

(1) 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

- ① 時間外勤務の免除の対象を 3 歳に満たない子を養育する職員から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員へ拡大する。
- ② 子の看護のための特別休暇について、休暇の取得要件を改めるとともに、家族の看護等のために取得できる休暇とする。
- ③ 介護離職防止のため任命権者が講ずべき措置を定める。
- ④ その他所要の改正を行う。
- ⑤ この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

- ① 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、規定を整理する。
- ② この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

3 臨時代理した意見の内容

議案「沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例」は、人事委員会の報告並びに国及び他の都道府県の状況を考慮した上で改正するもの、議案「沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、同法を引用する条文の条ずれを改めるものであることから、異議がない旨を回答した。

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第3号議案 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正されたことを踏まえ、人事委員会の報告並びに国及び他の都道府県の状況を考慮し、義務教育終了前の子の看護のための休暇を取得できるようにする等の必要がある。

【議案の概要】

- 1 時間外勤務の免除の対象を3歳に満たない子を養育する職員から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員へ拡大する。
- 2 子の看護のための特別休暇について、休暇の取得要件を改めるとともに、家族の看護等のために取得できる休暇とする。
- 3 介護離職防止のため任命権者が講ずべき措置を定める。
- 4 その他所要の改正を行う。
- 5 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

【説明】

1 子が3歳以降小学校就学前までの両立支援制度(時間外勤務免除)の拡充

	現 行	改 正 後
請求可能な職員の範囲	3歳に満たない子を養育する職員	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員

2 子の看護休暇(特別休暇)の拡充

	現 行	改 正 後
取得要件	中学校就学の始期に達するまでの子の看護、予防接種・健康診断	<u>家族の看護、義務教育終了前の子の予防接種・健康診断、義務教育終了前の子に係る人事委員会規則で定める事由</u>
日 数	年5日(中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合は、10日)	<u>年5日(義務教育終了前の子(義務教育終了後も特に配慮が必要な子を含む。))が2人以上の場合は、10日)</u> <u>※事情を考慮し人事委員会規則で定める職員は、1日加算</u>

※下線部分は今回の改正による変更点の意

3 介護離職防止のための措置の創設

- (1) 介護を申し出た職員に対する個別の周知・意向確認
- (2) 介護に直面する前の早い段階での情報提供
- (3) 介護離職防止のための勤務環境整備

沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第6条の4第1項中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加え、同条第2項中「3歳に満たない子のある職員が」を「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、」に改め、同条第4項中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加え、「第2項中「3歳に満たない子のある職員が当該子を養育」とあり、」を「並びに第2項」に改め、「介護」と、」の次に「第1項中」を加える。

第16条第11号を次のように改める。

- (11) 配偶者、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者（第13号及び第17条の4第1項において「配偶者等」という。）の看護（負傷し、又は疾病にかかった当該者の世話をを行うことをいう。）のため、養育する義務教育終了前の子（配偶者の子を含む。この号において同じ。）に予防接種若しくは健康診断を受けさせるため又は養育する義務教育終了前の子に係る人事委員会規則で定める事由のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1暦年について5日（その養育する義務教育終了前の子（義務教育終了後も特に配慮が必要として人事委員会規則で定める子を含む。）が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間（職員の事情を考慮し人事委員会規則で定める職員にあつては、当該期間に1日を加えた期間）

第16条第13号中「配偶者、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者」を「配偶者等」に改める。

第17条の3の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第17条の4 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知ら

せるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

- 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第17条の5 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月12日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正されたことを踏まえ、人事委員会の報告並びに国及び他の都道府県の状況を考慮し、義務教育終了前の子の看護のための休暇を取得できるようにする等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第7号議案 沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正されたことに伴い、条例の規定を整理する必要がある。

【議案の概要】

- 1 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、規定を整理する。
- 2 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

【説明】

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、同法を引用する条文の条ずれを改める。

改正後	現行
(部分休業の承認) 第27条 (略) 2 (略) 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)<u>第61条の2第20項</u>の規定による介護をするための時間(以下この項において「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。	(部分休業の承認) 第27条 (略) 2 (略) 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)<u>第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項</u>の規定による介護をするための時間(以下この項において「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

乙第7号議案

沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県職員の育児休業等に関する条例（平成4年沖縄県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第27条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月12日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正されたことに伴い、条例の規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。